

平成 21 年度長野市の保育所保育料について

保 育 課

1 保育料改定審議の主旨

長野市の保育料（公立・私立保育所）の決定については、法令上、審議会の答申を必要とはされておりませんが、長野市は、昭和 50 年から審議会の答申を踏まえながら保育料を決定しています。

2 保育に要する経費と保育料

保育所の運営は、本来、国が定めた運営費（児童を保育するため、最低基準を維持するために必要な経費）でまかなわれることになっており、運営費は、保護者と公費で負担します。保護者は、国の示す保育料基準に基づいて市が設定した保育料を所得に応じて負担し、残りを国が 1 / 2、市が 1 / 2 の割合で負担していました。

しかし、平成 16 年度から公立保育所運営費について、国の負担分が廃止され、保護者負担分以外は市が負担しています。

3 これまでの審議経過

保育料については、前年分の所得税額等を基に決定しています。

平成 19 年分の所得税については、所得税定率減税の廃止及び、国から地方への税源移譲による税制改正がありました。平成 20 年度の保育料は、税制改正前の所得税額と変わらない場合、前年度と同額になるよう長野市保育所保育料徴収基準額表を改正しました。

4 国の動向

国においては、第 3 子目以降の保育料を従来の 10 分の 1 から無料とすることにしていますが、本市では従来から第 3 子目以降の保育料は無料としています。

なお、現時点では、その他の保育料について改正の予定はありません。

5 平成 21 年度の長野市保育所保育料の方針について

子育て世帯への負担軽減の配慮と少子化対策の一環として、平成 21 年度の長野市保育所保育料は据え置きとしたいと考えています。

従って、平成 21 年度の所得税が前年と同額の場合、保育料は変わりません。